

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	LGWAN ガバメントクラウド接続サービス利用
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
契約金額（税込）	4, 8 8 4, 0 0 0 円（予定）
契約締結日	令和7年5月16日（予定）
契約期間	令和7年6月1日～令和12年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、地方公共団体情報システム機構が第五次総合行政ネットワーク構築及び運用業務を一般競争入札にて実施した結果、落札事業者はソフトバンク株式会社となったため、本市においても同事業者と契約を締結し、第五次 LGWAN を用いたガバメントクラウド接続サービスを利用するものである。契約方式については、第五次 LGWAN の提供事業者がソフトバンク株式会社1者のみであることから、サービス提供は同社以外に行うことはできない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのはソフトバンク株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	LGWAN 回線使用料
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
契約金額（税込）	4,501,200円（予定）
契約締結日	令和7年5月16日（予定）
契約期間	令和7年6月1日～令和12年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、地方公共団体情報システム機構が第五次総合行政ネットワーク構築及び運用業務を一般競争入札にて実施した結果、落札事業者はソフトバンク株式会社となったため、本市においても同事業者と契約を締結し、第五次LGWAN回線を利用するものである。契約方式については、第五次LGWANの提供事業者がソフトバンク株式会社1者のみであることから、サービス提供は同社以外に行うことはできない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのはソフトバンク株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	LGWAN 接続ルータ利用料
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
契約金額（税込）	2, 204, 400円（予定）
契約締結日	令和7年5月16日（予定）
契約期間	令和7年6月1日～令和12年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、地方公共団体情報システム機構が第五次総合行政ネットワーク構築及び運用業務を一般競争入札にて実施した結果、落札事業者はソフトバンク株式会社となったため、本市においても同事業者と契約を締結し、第五次 LGWAN に接続するためのルーターを利用するものである。契約方式については、第五次 LGWAN の提供事業者がソフトバンク株式会社1者のみであり、同社の LGWAN ルーターの利用サービスに申し込むことから、サービス提供は同社以外に行うことはできない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのはソフトバンク株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システム標準化対応構築業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	84,403,000円
契約締結日	令和7年5月19日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年9月1日施行)に基づき、各自治体が保有する住民情報システムの標準化が義務付けられたことを受けて、本市の住民情報システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムへ円滑に移行するために必要となる構築作業を委託するものである。本業務の履行に当たっては、令和5年7月に執行しましたRFI(情報提供依頼)の結果、対応可能な業者が株式会社南大阪電子計算センターのみであったことから、住民情報システム標準化対応業務は南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。 なお、株式会社南大阪電子計算センターは、現行住民情報システムを導入・構築し、及び保守している事業者である。 以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍法改正(振り仮名記載)に伴う通知書作成業務委託
担当部・課名	市民部市民課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士フイルムシステムサービス株式会社 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額(税込)	2,365,000円
契約締結日	令和7年5月1日
契約期間	令和7年5月1日～令和7年9月30日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は戸籍法の一部改正に基づき、戸籍への振り仮名を掲載するために、市区町村から戸籍の筆頭者あてに通知する「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を作成するものである。 現在使用している戸籍総合システムは、ソフトウェアを含め富士フイルムシステムサービス株式会社により開発されたものである。戸籍の筆頭者等の通知書に必要な個人情報については、戸籍総合システムが保有しており、クラウドを介してデータを印刷出力することが可能である。 同社以外のものに履行させると、個人情報印刷会社へ持ち出す際の漏洩や、戸籍で使用している漢字が正しくハガキに出力されない等、著しい支障が生じる恐れがある。 以上のような理由により、本業務を富士フイルムシステムサービス株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託
担当部・課名	健康福祉部 市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	2, 178, 000円
契約締結日	令和7年5月23日
契約期間	契約締結の日～令和8年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステムの改修であり、本市の福祉行政における障害サービスを提供するためには、必要不可欠である。 また、当システムは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて導入しているため、同一業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	参議院議員通常選挙における入場整理券作成等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,844,792円
契約締結日	令和7年5月28日
契約期間	契約締結日～令和7年7月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本選挙における入場整理券作成に係る電算処理は、住民情報システムをもとに作成した選挙人名簿の登録者から対象者を抽出する必要がある。現行の住民情報システムは、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市議会議員補欠選挙における入場整理券作成等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1, 807, 661円
契約締結日	令和7年5月14日
契約期間	契約締結日～令和7年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本選挙における入場整理券作成に係る電算処理は、住民情報システムをもとに作成した選挙人名簿の登録者から対象者を抽出する必要がある。現行の住民情報システムは、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	小中学校学習用端末
担当部・課名	生涯学習部教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	令和7年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体 大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号
契約金額（税込）	192,169,890円
契約締結日	令和7年5月23日（金）
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☒ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本事業は令和2年度に整備した児童生徒1人1台タブレット端末の更新の事業である。更新にあたって文部科学省より、都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整備が推進されており、大阪府についても、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会を設置し、本市は本協議会に参加している状況である。 今回の契約をする事業者については、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会において、業者選定された事業者であり、大阪府下で共同調達協議会を通じて端末更新するには、本事業者しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	水泳の充実推進事業
担当部・課名	生涯学習部学校教育課・こども未来部こども政策課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 尾崎スイミングスクール 大阪府阪南市尾崎町5丁目31番地18号
契約金額（税込）	¥19,204,317
契約締結日	令和7年 5月 7日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	小学校・中学校の水泳は、学習指導要領に規定されており、実施する必要がある。また、保育所・幼稚園の水あそびは多様な動きを楽しむ経験となり心身の発達を促し、就学後の水泳学習の基盤となるものである。 子どもたちの水泳学習等を実施するため、市営プールを廃止している本市において本事業を実施するに当たっては、プール施設を保有する民間事業者と連携する以外に方法はない。また、学校からプール施設への移動時間を考慮すると市内事業者が望ましい。 株式会社尾崎スイミングスクールは、本市内にプール施設を有し、現在も本業務を委託している実績もあることから、本業務を継続的に安定して実施することができる唯一の事業者である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社尾崎スイミングスクールにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。